



出張理容・出張美容について



理容・美容行為は、理容師・美容師でなければ施術することができません。さらに、理容師・美容師であっても保健所の確認を受けた理容所・美容所でなければ施術することができません。ただし、次のような場合には、理容所・美容所以外の場所でも施術することが認められています。

1 理容所・美容所以外で理容・美容行為ができる場合

- ① 疾病その他の理由※により、理容所・美容所に来ることができない方
- ② 留置施設、拘置所、刑務所等に收容されている方
- ③ 社会福祉施設等に入所している方
- ④ 婚礼その他の儀式に参列する方（その儀式の直前に行うものに限る。）

※演劇、演芸、テレビに出演する者等に対して、その出演の直前に施術を行うことも可。

- ⑤ 災害等により避難所等に避難している方

⇒ ①から③ に該当する場合は、あらかじめ届出を行ってください。



①について

- ・疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの。
- ・自宅等において、常時、家族である乳幼児（1歳未満）の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの。

2 提出書類

- ① 理容師美容師出張業務開始届
 - ② 結核、感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書※
 - ③ 理容師・美容師免許証の写し※（窓口で原本確認をしますので原本もご持参ください。）
- ※ ②と③については、岡山県内の理容所・美容所に現在、従業者登録している方は省略することが出来ます（所管する保健所で確認できた場合）。

3 衛生管理など

作業環境や携行品などの管理については、「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」に基づいて行ってください。



4 資格の持参・提示

出張理容・出張美容を行う際は、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合には、提示できるようにしておいてください。



〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 保健福祉会館2階

岡山市保健所 衛生課 環境衛生係

電話：086-803-1258（直通）